

かながわブランド使用品マーク使用要領

第1 趣旨

この要領は、かながわブランドに登録されている県内産農林水産物及び加工品（以下、「ブランド登録品」という。）を原材料として製造した加工品、調理品が「かながわブランド使用品マーク」（別記。以下、「使用品マーク」という。）を使用するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

第2 使用対象

商品の特色を出すための素材として、かながわブランド登録品を原材料にして製造した加工品、調理品のうち、かながわブランドのイメージを損なわないもの（以下、「かながわブランド使用品」という。）について、かながわブランド振興協議会（以下、「協議会」という。）が承認した場合は、使用品マークの使用ができるものとする。

第3 使用承認申請

- 1 かながわブランド使用品について、容器包装類、チラシ類等にマークの表示を希望する場合は、別途協議会の会長が定める商品カルテ及び食品衛生法上の許認可書類の写し等、必要な書類を添付の上、事前に「かながわブランド使用品マーク使用承認申請書」（第1号様式）により協議会に申請するものとする。
- 2 申請を受けた協議会は、使用品マークの使用の適否を事務局会議で協議し、その結果を、「かながわブランド使用品マーク使用承認書」（第2号様式）または「かながわブランド使用品マーク使用不承認通知書」（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

第4 表示方法

- 1 かながわブランド使用品について使用品マークを表示する場合は、清刷を使用し、マークの下部に使用しているかながわブランド登録品名を記載し、どの原材料がかながわブランド登録品であるか分かりやすく表示するものとする。
- 2 ブランドマークの色は赤を原則とするが、包装の色や形状にあわせて、ふさわしい色を選択できるものとする

第5 使用を承認する期間

かながわブランド使用品について使用品マークの使用を承認する期間は最長1年間とするが、継続して使用承認申請することは妨げないものとする。

第6 使用結果の報告

協議会の使用承認を受けて使用品マークの表示を行った場合は、「かながわブランド使用品マーク使用結果報告書」（第4号様式）により、表示終了後速やかに協議会へ報告するものとする。

第7 使用承認の取り消し

かながわブランド使用品について、協議会の会長が申請時と異なる使用品マークの使用を行っており、ブランドイメージを損なうと判断した場合は、使用承認を取り消すことがある。

なお、この取り消しによって発生した損害は使用の申請を行った者がその損害を負担するものとする。

この要領は、平成23年9月1日から施行する。
この要領は、平成24年5月29日から施行する。

別記



使用ブランド登録品